

天理市療育教室条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

天理市長 並 河 健

天理市規則第15号

天理市療育教室条例施行規則の一部を改正する規則

天理市療育教室条例施行規則（平成15年3月天理市規則第14号）の一部を次のように改正する。

第2条中「4月1日から翌年の3月31日までの1年間とする」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第22条第8項に規定する障害福祉サービス受給者証（以下「受給者証」という。）に記載された支給決定の有効期間とする」に改め、ただし書を削る。

第3条第1項中「午前9時30分から午前11時30分まで」を「午前9時から午後5時まで」に改める。

第4条中「様式第2号」を「別記様式」に、「医師等の意見書及び支援費支給決定通知書」を「受給者証」に改める。

様式第1号を別記様式とし、同様式を次のように改める。

別記様式（第4条関係）

天理市療育教室利用承認申請書

年 月 日

天理市長 様

申請者 住 所  
氏 名

天理市療育教室を利用したいので、関係書類を添えて申請します。

児 童 名				続柄	
生年月日				性別	
住 所				電話	
家 族 構 成	名 前	続柄	職業	連 絡 先	
申 請 理 由					

様式第2号を削る。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。